

# こうち労政情報

飛躍への挑戦!  
高知県産業振興計画

2016年  
12月号

## 近畿大学と「就職支援協定」を締結しました。

高知県では、県外の大学に進学した学生を県内企業などの担い手として確保するために、県外大学との就職支援協定を締結する取組を行っています。このたび近畿大学と就職支援協定を締結しました。今後、大学と連携して、高知の就職関連情報を学生等に発信することにより、大学生のU・Iターン就職の促進を図っていきます。



### <近畿大学の概要>

設立:1925年(大正14年) 学長:塩崎 均氏  
学部:法学部、経済学部、経営学部、理工学部、建築学部、薬学部  
文芸学部、総合社会学部、国際学部、農学部、医学部、  
生物理工学部、工学部、産業理工学部、短期大学部  
学生数::32,322名 (2016年9月1日現在)

### <協定の連携・協力項目>

- ①学生や保護者に対する県内の企業情報、各種イベント等の周知に関すること。
- ②学内で行う合同企業説明会等の開催に関すること。
- ③学生のU・Iターン就職に係る情報交換及び実績把握に関すること。
- ④高知県内における学生のU・Iターン就職活動の支援に関すること。
- ⑤県内企業等における学生のインターンシップ受入れ支援に関すること。
- ⑥その他、学生のU・Iターン就職の促進に関すること。

お問合せ先

商工労働部雇用労働政策課 就業支援担当 電話:088-823-9766

## 土佐の匠

## 平成28年度「土佐の匠」作品展示

平成28年11月6日(日)ポリテクカレッジ高知において、平成28年度に「土佐の匠」に認定された2名の皆様の作品展を開催しました。



西洋料理 沖原望さん作品



日本料理 徳田秀次さん作品



## 労務改善 Q&A

<No.26>

### Q. 社員が健康診断を受けないことについて

「仕事が忙しいから」と言って、健康診断を受けない社員がいますが、どのように対応したらよいでしょう。

### A. 会社には健康診断を実施する義務があり、社員には健康診断を受ける義務があります。

会社には労働者に定期的な健康診断を実施する義務があり、労働者には健康診断を受診する義務があります。(労働安全衛生法) このため、健康診断を受けない社員に対しては健康診断を受診するよう指導しましょう。それでも受診しない社員に対しては、受診するよう職務上の命令を行い、それも拒否する場合には、懲戒処分を行うことも方法として考えられます。



健康診断を受診しないままにしておいて、そのことにより社員の業務に起因する健康障害の発見が遅れた場合、会社は損害賠償を請求される可能性もあります。社員の健康を守り、業務が滞らないようにするためにも、健康診断を受診させましょう。



# 子育てにやさしい 「高知県次世代育成支援企業」 新規認証のご紹介



県では、平成19年4月から、仕事と家庭の両立の推進など子育てしやすい職場環境づくりに取り組んでいる企業を「高知県次世代育成支援企業」として認証し、その取組を支援しています。平成28年11月22日に次の2社を認証しましたので、ご紹介します。

【認証番号】会社名等	取組内容	写真
<p><b>【198】</b> 株式会社 西日本科学技術研究所</p> <p>高知市若松町9番30号</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆法を上回る看護休暇制度があり、半日単位での取得可。</li> <li>◆年次有給休暇の時間単位での取得可。</li> <li>◆妻の出産時に慶弔休暇3日間取得可。</li> </ul>	 <p>株式会社 西日本科学技術研究所 代表取締役 福留 いく子 様(右)</p>
<p><b>【199】</b> 新谷建設 株式会社</p> <p>土佐清水市天神町2-1</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆法を上回る看護休暇制度があり、半日単位での取得可。</li> <li>◆法を上回る育児のための勤務時間の短縮の措置あり、小学校入学の始期まで。</li> <li>◆年次有給休暇の半日単位での取得可。</li> <li>◆妻の出産時に慶弔休暇1日取得可能。</li> </ul>	 <p>新谷建設 株式会社 取締役 新谷 まち 様</p>

## 「働き方・休み方改革」とワーク・ライフ・バランスセミナーを開催しました！

平成28年11月18日に開催したセミナーでは、働き方・休み方改革の考え方や治療と仕事の両立支援ガイドラインについて、両立支援求人のお願ひ、仕事と生活の両立を支援する助成制度等に関するご説明や、仕事と家庭を両立しやすい仕組みや環境を整え、従業員が働きやすい職場づくりに積極的に取り組まれている県内企業2社の事例をご紹介しました。

<p><b>社会医療法人 仁生会</b> 人事部長 金子 忠司 様に取組を発表いただきました。ありがとうございました。</p> <p><b>【支援制度等抜粋】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇院内保育所の設置</li> <li>◇子ども参観日の実施</li> <li>◇出産や子育てによる退職者の優先的採用</li> <li>◇子育て応援コーナーの設置</li> <li>◇採用者研修での子育て支援の取組の説明</li> <li>◇相談窓口の設置</li> <li>◇妻出産時の休暇</li> <li>◇有給休暇取得促進</li> <li>◇短時間正職員制度</li> </ul>	<p><b>株式会社 地研</b> 代表取締役 大西 鋼 様と、小笠原 夏子 様に取組を発表いただきました。ありがとうございました。</p> <p><b>【取組に至った経緯や支援制度等抜粋】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇仕事と子育ての両立を望む夫婦が増えている</li> <li>◇子育て世代が仕事をしやすい環境を整える</li> <li>◇求人の際の、企業のイメージアップにつながる</li> <li>◇子が小学校入学までの短時間勤務制度</li> <li>◇短時間の所用のために、半日単位又は時間単位で使用できる独自の法定外休暇制度</li> <li>◇1歳に満たない子を養育する従業員は1日2回、1回につき30分の育児時間を与える</li> <li>◇妻出産時の特別休暇</li> </ul>
--	---

出席いただいた企業の方から、「事例発表を交えた具体的な話を聞くことができ、大変参考になった」といった声や、今後聞いてみたい話や参考にしたい取組の話など、さまざまなお意見をいただくことができました。仕事と家庭を両立しやすい仕組みを整えることは、従業員の生活の充実や仕事への意欲の向上、仕事の効率化、優秀な人材の定着につながるなど、経営的な効果も期待できます。県としましても、今後ともワーク・ライフ・バランスの周知・啓発に努めてまいります。

# 働き方改革しませんか？

